

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和7年5月8日  
厚生労働省  
職業安定局雇用保険課

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和7年2月28日（金）から同年3月29日（土）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	反対します。	教育訓練休暇給付金の創設に伴い、社会保険労務士又は社会保険労務士法人が申請書等を作成した場合にその作成の基礎となった事項を付記等することができる申請書等の範囲及び保護の実施機関又は福祉事務所長の求めに基づき厚生労働大臣が提供を行う情報について所要の規定の整備を行い、適切な制度運営を行って参ります。

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。